

新見市公共施設機能再配置計画  
～庁舎等個別計画～  
(第 1 期)

第 3 版  
(令和 4 年 1 2 月)

## 1 計画の目的と位置づけ

新見市公共施設機能再配置計画（以下「本編」という。）では、「量」「質」「コスト」の見直しを行うこととし、施設類型ごとにその方向性を定め、あわせて個別施設の取組内容、実施時期、対策費用などを整理することとしています。

このため、施設類型ごとに個別施設の取組内容など定める本編の下位計画として、庁舎等個別計画（以下「本計画」という。）を策定し、本編と一体的に公共施設機能の再配置を行うとともに、本市の目指すまちの将来像と連動した持続可能で市民ニーズに合った行政サービスの提供を図ってまいります。

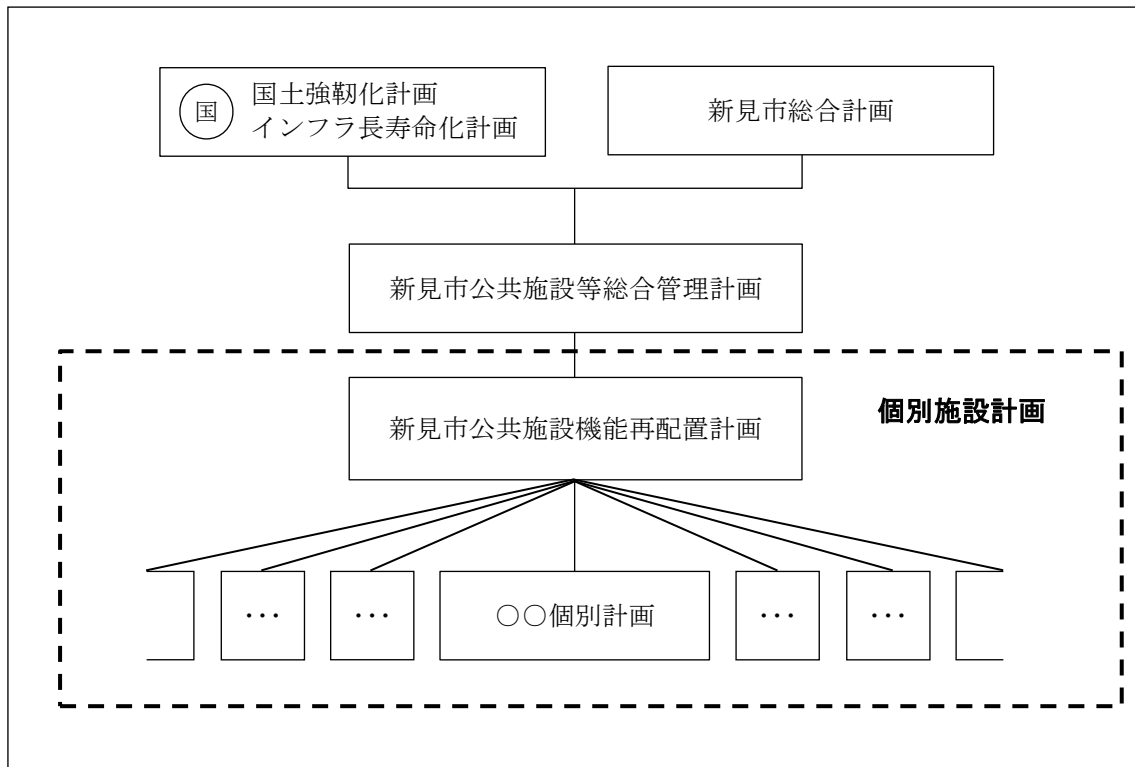


図 本計画の位置づけ

なお、本市では、本編と施設類型ごとの個別計画をあわせたものを、新見市公共施設等総合管理計画の個別施設計画として位置づけます。

## 2 計画の期間及び進行管理

本計画の計画期間は、本編の計画終期と同じ、令和8年度までとします。また、本計画は、本編と同じ手法により進行管理を行います。

なお、計画期間内であっても、本編の進行管理により本計画の見直しが必要になった場合や、災害発生時の罹災状況、財政事情の変化、劣化の進行状況、地域運営組織からの要望、施設利用状況の変化などに応じて、柔軟に見直すこととします。

### 3 施設管理の基本方針

#### 3-1 各施設の今後の方針

本編で定める量の見直しの検討フローに従い、各施設の今後の方針（継続、統合、譲渡、廃止）を定めます。

この方針については、類型ごとの方針を基本とし、本編策定時に調査した施設アンケートの結果や現在の利用状況に加え、災害対策、立地状況、人口分布などの特殊事情を考慮して総合的な視点で決定します。

#### 3-2 目標使用年数の設定

本編において記載したとおり、建物の目標使用年数を定めます。目標使用年数については、国土交通省の「損失補償取扱要領」や社団法人日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、次のとおり定めます。

表 目標使用年数

構造	目標使用年数
木造（W造）	40
鉄骨造（S造）、コンクリートブロック造（CB造）	60
鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）	60
	長寿命化対策済 80

#### 3-3 対策工事の実施時期の考え方

基本的に継続及び統合方針の建物については、目標使用年数経過後に建替えを行いますが、建替えまでの間、予防保全として次の対策工事を実施します。

##### ●中規模改修工事（機能回復）

建設から概ね20年ごとに、外壁の再塗装、屋根材の交換、室内設備の更新など経年により発生する損耗や機能低下に対する機能回復工事を行います。

##### ●大規模改修工事（機能向上）

木造以外の建物のうち、建設から概ね40年が経過した段階で、20年ごとに実施する機能回復工事に加え、必要に応じて補強、省エネ化、バリアフリー化など機能を向上させる工事を行います。

また、躯体に異常がない鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物については、あわせて長寿命化を図る対策工事を実施し、目標使用年数を80年とします。

### 3-4 優先順位の考え方

次の計算式により、築年数や劣化状況を点数化した評価を行います。

この評価結果により、建替えや改修工事といった対策工事の優先順位を定め、市所有施設全体で対策工事の平準化作業を実施し、対策工事の実施時期を決定します。

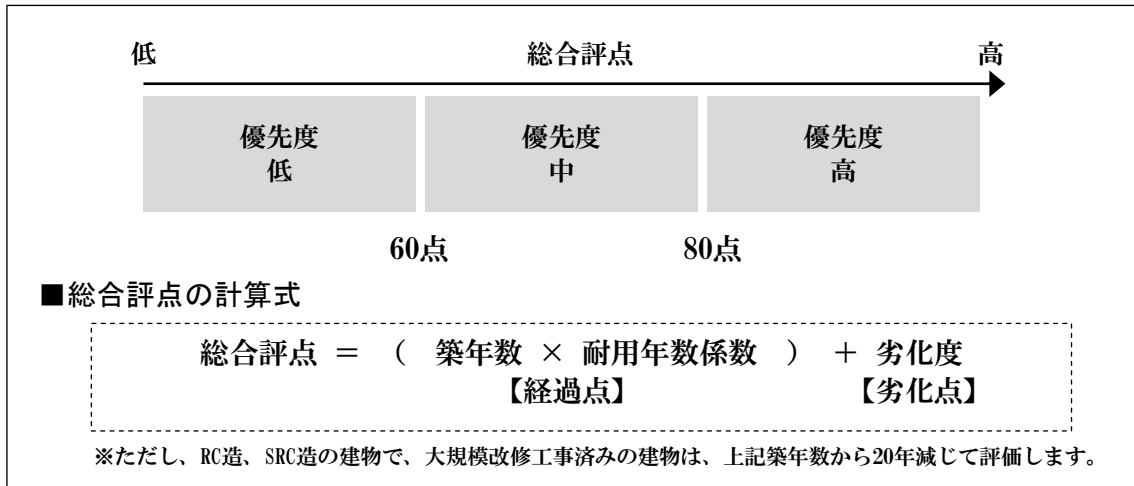


図 優先順位の考え方及び総合評点の計算式

#### ●耐用年数係数

構造により目標使用年数が異なるため、鉄筋コンクリート造を基準とし、構造別に独自の耐用年数係数を定めます。

表 耐用年数係数

構造	耐用年数係数
木造 (W造)	1.5
非木造 (S造、CB造、RC造、SRC造)	1

#### ●劣化度

劣化度は、施設の点検調査結果をもとに、建物内部、屋根、設備、外壁・基礎・躯体、外構の項目を点数化し、その合計点で劣化状況を判断するものです。

全項目において、施設点検調査の結果が「異常なし」の状態であると判定された場合でも、劣化度 (劣化点) は20点 (最低点) となります。

### 3-5 観光施設の取扱い

観光施設については、他の公共施設とは異なり、誘客を目的とするため、魅力があり、快適な施設となるよう、常に施設整備を実施することが求められます。このため、観光施設については、本計画で示す対策工事とは別に、その施設の規模や入込客数に応じて、魅力向上に向けた施設改修にも取り組みます。

## 4 対象施設

### 4-1 対象外施設について

本計画を含むすべての個別計画において、対象外の施設・建物を次のとおり統一します。

●施設全体が対象外となるもの

- ・施設内に倉庫、車庫、東屋、更衣室、機械室、独立した便所棟など簡易な建物しか存在しないもの（消防団機庫は除く）
- ・複合施設のうち従施設にあたるもの（主施設にてまとめて掲載）

●建物が対象外となるもの

- ・延床面積がおおむね50㎡以下の付属建物
- ・主たる建物に増築したが、別の建物として計上されている建物

### 4-2 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、本編57頁「17 庁舎等」に掲載する次の施設です。

- (1) 市役所本庁舎【新見】
- (2) 市役所南庁舎【新見】
- (3) おおさ総合センター（大佐支局）【大佐小阪部】
- (4) 神郷支局【神郷下神代】
- (5) 哲多支局【哲多町本郷】
- (6) きらめき広場・哲西（哲西支局）【哲西町矢田】

※(3)は複合施設の主施設です。

主施設 おおさ総合センター（大佐支局）

従施設 おおさ総合センター（生涯学習センター）、おおさ総合センター（保健センター）

※(4)は複合施設の主施設です。

主施設 神郷支局

従施設 神郷支局（生涯学習センター）、神郷保健センター（ももっこ広場しんごう）、神郷保健センター（保健センター）

※(6)は複合施設の主施設です。

主施設 きらめき広場・哲西（哲西支局）

従施設 きらめき広場・哲西（生涯学習センター）、きらめき広場・哲西（図書館）、きらめき広場・哲西（哲西認定こども園）、きらめき広場・哲西（哲西子育て広場）、きらめき広場・哲西（保健福祉センター）、きらめき広場・哲西（哲西診療所）

## 5 施設類型別の方針

本編における庁舎等の施設類型の現状と課題及び今後の方針は次のとおりです。

なお、方針は本編策定時のものであり、計画策定時には変更となっている場合があります。

表 施設類型別の方針（本編の再掲）

総合管理計画における方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本庁舎は、行政及び災害時の拠点として、計画的に維持管理を行います。また、行政サービスの維持向上に配慮しながら、行政機能の集約化や他機能施設との複合化なども検討していきます。</li> <li>● 支局庁舎は、今後の支局のあり方を検討した上で、業務に必要なスペースを確保し、余剰空間については、他施設との複合化や民間への貸付などの有効活用を検討していきます。</li> </ul>
施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市には本庁舎や旧町ごとの支局など 6 施設があり、市内全施設に対する庁舎等施設の割合は施設数で約 1%、延床面積で約 4%です。</li> <li>● 建築後 30 年以上経過した施設の割合は、約 33%です。</li> <li>● 旧耐震基準の施設は、ありません。</li> <li>● バリアフリーの課題がある施設の割合は、約 60%です。</li> <li>● 「市役所南庁舎」を平成 29 年度に新築しました。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用圏域を準広域施設として、「継続」を基本方針とします。</li> <li>● 新見地域で 2 施設ありますが、「市役所南庁舎」の建物規模が大きく「市役所本庁舎」と分けて整理したためであり、ともに「継続」とします。</li> </ul>

## 6 施設の状態等と施設方針

### 6-1 施設の状態等

本計画の対象施設における建築年、対策工事の目安、総合評点など施設の状態は、次のとおりです。なお、対策工事の目安は、建築年から算出した理論値を掲載しており、劣化点は本編の施設点検調査の結果を点数化しています。（実際の対策工事の実施時期は、「7 対策工事等の実施時期及び費用」に掲載）

表 施設の状態

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	建築年	対策工事の目安(理論値)			経過点	劣化点	総合 評点
					中規模 改修年	大規模 改修年	建替年			
市役所本庁舎	本庁舎	3,209.22	RC造	昭和36年	<b>令和4年</b>	—	令和24年	39	22	61
	西棟	172.80	RC造	昭和36年	—	—	<b>令和4年</b>	59	29	88
	ふれあい会館	170.66	S造	平成8年	—	令和19年	令和39年	24	22	46
	分庁舎	517.85	RC造	昭和43年	—	—	令和11年	52	26	78
市役所南庁舎	南庁舎	3,645.32	RC造	平成29年	令和20年	令和40年	令和80年	3	20	23
おおさ総合センター	支局庁舎	2,642.00	RC造	平成16年	<b>令和7年</b>	令和27年	令和67年	16	20	36
神郷支局	支局庁舎	3,377.00	SRC造	平成16年	<b>令和7年</b>	令和27年	令和67年	16	20	36
哲多支局	支局庁舎	2,242.06	RC造	昭和59年	令和27年	<b>令和7年</b>	令和47年	36	24	60
きらめき広場・哲西	支局庁舎	5,796.82	RC造	平成13年	<b>令和4年</b>	令和24年	令和64年	19	22	41

#### ●施設の管理状況

施設の改修状況や利用状況などは次のとおりです。

- ・市役所本庁舎の本庁舎は、平成25年に耐震工事を実施しています。
- ・市役所本庁舎の西棟は、平成23年に会議室等の改修を実施しています。
- ・いずれの施設も規模が大きいため、将来的には複合施設として他施設の受け入れを検討する可能性があります。

## 6-2 施設方針及び管理方針

施設類型の方針に、施設の状態、管理状況等を踏まえ、本計画の対象施設における施設方針を、次のとおり定めます。

また、施設内の建物ごとに、その状態や管理状況等を分析し、今後の管理方針を次のとおり定めます。

表 施設方針及び建物別管理方針

施設名	施設方針	建物名	建物別管理方針
市役所本庁舎	継続	本庁舎	平成25年に対策工事を実施しているため、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
	廃止	西棟	計画期間内に、施設を廃止します。
	継続	ふれあい会館	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
	廃止	分庁舎	通信機器設備を南庁舎に移設することが完了した時点で廃止します。
市役所南庁舎	継続	南庁舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
おおさ総合センター	継続	支局庁舎	施設を継続し、計画期間内に中規模改修を行います。
神郷支局	継続	支局庁舎	施設を継続し、計画期間内に中規模改修を行います。
哲多支局	継続	支局庁舎	大規模改修の実施前までに哲多総合センターとの統合を検討します。その結果で改修の有無や改修規模を決定します。
きらめき広場・哲西	継続	支局庁舎	施設を継続し、計画期間内に中規模改修を行います。

### ●特殊事情

- ・哲多支局の支局庁舎は、大規模改修を予定している令和7年までに哲多総合センターとの統合を検討し、その結果で改修の有無や改修規模を決定します。



## 7 対策工事等の実施時期及び費用

計画期間内に実施する建物ごとの対策工事等の実施時期（実施年度）及び概算費用は、次のとおりです。なお、修繕箇所及び概算費用は計画策定時のものであり、対策工事実施前の詳細設計により、精査を行います。また、実施年度についてはあくまで見込みであり、関係機関との協議結果などによっては変更となる可能性があります。

表 建物ごとの対策工事等の計画

施設名	建物名	対策内容	概算費用 (千円)	実施年度(令和)						
				2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
市役所本庁舎	本庁舎	維持管理	0							
	西棟	解体	20,000			解体				
	ふれあい会館	維持管理	0							
	分庁舎	解体	25,000						解体	
市役所南庁舎	南庁舎	維持管理	0							
おおさ総合センター	支局庁舎	中規模改修	124,000							中規模改修
神郷支局	支局庁舎	中規模改修	126,000							中規模改修
哲多支局	支局庁舎	大規模改修	未定							
きらめき広場・哲西	支局庁舎	中規模改修	245,000				中規模改修			

※実施年度に何も記載がない施設は、計画期間内に実施する対策工事はありません。

### ●対策工事内容の概要

- ・市役所本庁舎の本庁舎は、必要な修繕のみ行うこととしますが、組織改編に伴う改修工事にあわせて、対策工事を行う可能性があります。
- ・市役所本庁舎の西棟は、2か年で解体を行います。また、跡地に防災機能を有した附属棟の建設を行います。
- ・市役所本庁舎の分庁舎は、分庁舎に設置している通信機器設備を南庁舎へ移設した後に、解体を行います。
- ・おおさ総合センターは、外壁、床、空調設備の改修を行います。
- ・神郷支局は、外壁、床、照明・衛生設備の改修を行います。
- ・きらめき広場・哲西は、外壁、屋根、空調設備、天井、床、照明・衛生設備等の改修を行います。